

第四十八回国会 衆議院 逓信委員会 議 録 第二号

昭和四十年二月十二日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 内藤 隆君

理事 秋田 大助君

理事 佐藤洋之助君

理事 栗原 俊夫君

理事 綾部健太郎君

大野 明君

木部 佳昭君

中山 策一君

柳田 秀一君

理事 上林山榮吉君

理事 志賀健次郎君

理事 森本 靖君

小沢 恵三君

金丸 信君

椎熊 三郎君

畑 和君

栗山 礼行君

出席政府委員

郵政事務次官 服部 安司君

郵政事務官 淺野 賢澄君

(大臣官房長) 稻増 久義君

(郵政事務官) 長田 裕二君

(郵政事務官) 武田 功君

(貯金局長) 菅山 克巳君

(人事局長) 菅山 克巳君

委員外の出席者

日本電信電話公 千代 健君

社営業局長 水谷 七代君

社運用局長 水田 誠君

専門 員

二月八日

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出 第四六号)

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣 提出第四七号)

同月五日

横手郵便局舎改築に関する請願(川俣清音君

第一類第十一号 通信委員会議録第二号 昭和四十年二月十二日

紹介(第六二九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出 第四六号)

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣 提出第四七号)

逓信行政に関する件(松井田郵便局問題)

○内藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、審査を進めます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十九條第一項中「又は貯金の現在高の確認のためにする通帳又は貯金証書の提出」を「若しくは貯金の現在高の確認に係る請求、印章の変更に係る届出その他省令で定める請求若しくは届出又は第二十二條の規定による通帳若しくは貯金証書の提出」に改め、「若しくは貯金証書の提出」の下に「これらを亡失した場合に、第十八條の規定による再交付の請求」を加える。

第三十四條及び第三十五條を次のように改める。

第三十四條(証券等による預入) 次に掲げる証券又は証書は、省令で定めるところにより、その表示する金額で通常郵便貯金に預入することが

できる。

一 小切手

二 郵便為替証書

三 郵便振替貯金の払出証書及び支払通知書

四 前三号に掲げるもののほか、手形交換所においてその表示する金額による決済をするこ

とができ、又は郵便局においてその表示する金額による払渡しを受けることができる証券

又は証券の種類で省令で定めるものに属する証券又は証券

前項の規定による預入に係る通常郵便貯金については、当該証券又は証書につきその表示する金額による決済又は払渡しがあった後でなければ、貯金の現在高がその証券又は証書による預入金額を下るような払いもどしをすることができない。

第三十五條(預入された証券等の決済不能等) 通常郵便貯金に預入された証券又は証書につき、郵政省の責に帰することができない事由により、その表示する金額による決済ができなかったとき、又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかったときは、その預入は、はじめからなかったものとみなす。

第三十七條に次の一項を加える。

省令で定める郵便局においては、払いもどし金の払渡しにつき、預金者の申出があるときは、現金の交付に代えて、省令で定めるところにより、当該払渡しに係る郵便局を支払人とする小切手を振り出す。

第四十七條第一項中「百万円以上二百万円以下」を「百万円以上四百万円以下」に改める。

第五十四條中「又は十百万円」を「十百万円又は二十百万円」に改める。

第五十五條に次の一項を加える。

定額郵便貯金の払いもどし金の払渡しについ

ては、第三十七條第二項の規定を準用する。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第三十四條及び第三十五條の改正規定、第三十七條に一項を加える改正規定並びに第五十五條に一項を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

理由

郵便貯金の預金者の利便を図り、あわせて貯蓄の増強に資するため、郵便貯金の貯金総額の制限額を百万円に引き上げるとともに、郵便貯金に預入することができる証券等の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 振替」を「第三節 振替 定期継続取扱」に改める。

第十六條第一号中「第三十四條第二項」を削る。

第二十三條に次の一項を加える。

郵政大臣は、天災その他非常の災害があった場合には、省令で定めるところにより、地方公共団体、共同募金会、共同募金会連合会その他省令で定める法人の口座(当該法人の申請により郵政大臣が指定するものに限る。)に対してする当該災害の被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための通常払込み及び通常振替につき、その料金を免除することができる。

第二十九条中「第三十四条第二項」を「第三十七
条の四」に改める。

第三十三條及び第三十四條を次のように改め
る。

第三十三條(証券等をもってする払込み) 次に掲
げる証券又は証券は、省令で定めるところによ
り、その表示する金額で通常払込みの払込金に
充てることができる。

一 小切手

二 郵便為替証券

三 郵便振替貯金の払出証券及び支払通知書

四 前三号に掲げるもののほか、手形交換にお
いてその表示する金額による決済をすること
ができる、又は郵便局においてその表示する金
額による払渡しを受けることができる証券又は
証券の種類で省令で定めるものに属する証
券又は証券

前項の規定による払込みに係る郵便振替貯金
については、当該証券又は証券につきその表示
する金額による決済又は払渡しがあつた後でな
ければ、口座の現在高がその証券又は証券によ
る払込みの金額を下るような振替又は払出しの
取扱いはしない。

第三十四條(払込金に充てられた証券等の決済不
能等) 郵便振替貯金の払込金に充てられた証
券又は証券につき、郵政省の責に帰することが
できない事由により、その表示する金額による
決済ができなかつたとき、又はその表示する金
額による払渡しを受けることができなかったと
きは、その払込みは、はじめからなかつたもの
とみなす。

第三十六條第二項中「加入者の請求に因り、省
令の定める郵便局において、その請求に係る事項
を電信で、口座所管庁に通知し、口座所管庁にお
いて」を「加入者が、省令で定める郵便局又は口
座所管庁に請求し、省令で定める郵便局又は口
座所管庁に請求を受けたときは、その請求に係る事項
を電信で口座所管庁に通知し、口座所管庁におい
て加入者の請求又は当該郵便局の通知を受けたと

きは」に改める。

第三章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 振替の定期継続取扱

第三十七條の二(定期継続振替) 定期に継続して
その口座の貯金をもって電気事業、ガス事業又は
水道事業の料金その他省令で定める料金の支払
をする加入者が省令で定める基準に適合する
ものは、この節で定めるところにより、定期に
継続して振替(以下「定期継続振替」とい
う)の取扱いは受けることができる。

第三十七條の三(振替) 定期継続振替において
は、省令で定めるところにより、前条に規定す
る料金を支払う加入者が、当該料金を収納する
加入者と協議して口座所管庁に申出をし、口座
所管庁において、その申出に基づき、当該料金を
収納する加入者からの当該料金の支払の催告
に応じ、当該料金の額に相当する金額を当該
申出をした加入者の口座の貯金から払い出し、
これを当該料金を収納する加入者の口座に受け
入れる。

前項の場合において、貯金を払い出す口座の
属する口座所管庁と貯金を受け入れる口座の属
する口座所管庁とが異なるときは、口座所管庁
相互間における必要な通知は、郵便である。

定期継続振替の料金は、通常振替の料金と同
額とし、第一項の規定により貯金を受け入れる
口座の貯金から控除して徴収する。

第三十七條の四(振替ができない場合の通知) 口
座所管庁は、前条第一項の催告を受けた場合に
おいて、口座の現在高の不足により当該催告に
係る料金の額に相当する金額を当該料金を支払
う加入者の口座の貯金から払い出すことができ
ないときは、その旨を当該料金を収納する加入
者に通知する。

第三十七條の五(定期継続振替の取扱いの廃止)
定期継続振替の取扱いの廃止の申出は、第三十
七條の三第一項の申出をした加入者が、その同
項の申出をした口座所管庁又は郵便局に対して
する。

定期継続振替の取扱いの廃止については、第
三十七條第二項から第五項までの規定を準用す
る。

第三十八條第一項中「郵便局」の下に「(省令で
定める場合においてその指定がないときは、受
取人の選択する郵便局)」を加え、同条第二項中
「加入者の請求に因り、省令の定める郵便局に
おいて」を「加入者が、省令で定める郵便局又は
口座所管庁に請求し、省令で定める郵便局にお
いて加入者の請求を受けたときは」に改め、「口
座所管庁において」の下に「加入者の請求又は当
該郵便局の通知を受けたときは」を加える。

第四十條第一項中「払渡」の下に「(払出金を払
い渡すべき郵便局を指定してした請求に係るも
のに限る)」を加える。

第五十條の六中「第三十三條第二項及び第
三十四條第二項」を「及び第三十三條第二項」に
改める。

第五十六條第二項中「口座所管庁の指定する
郵便局」を「郵便局(省令で定める場合には、口
座所管庁の指定する郵便局)」に改める。

第五十八條第一項中「地方公共団体」の下に
「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)の規定により地方公共団体の収納若しくは
支払の事務を取り扱う金融機関若しくは地方公
営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の
規定により地方公営企業の業務に係る出納事務
の一部を取り扱う金融機関」を加え、同条第二
項中「地方公共団体」の下に「又は前項の金融機
関」を加える。

第五十九條を次のように改める。

第五十九條 削除

第六十條第一項中「組合」の下に「若しくは第
五十八條第一項の金融機関」を加え、「賦課令
書、納額告知書又は納付書」を「その他省令で定
める納入に関する書類」に、「賦課令書、納額
告知書及び納付書」を「その他省令で定める納入
に関する書類」に改め、同条第二項中「組合」を
下に「若しくは第五十八條第一項の金融機関」を

加える。

第六十二條第一項中「組合」の下に「並びに第
五十八條第一項の金融機関」を加え、「同条第二
項中「組合」の下に「並びに第五十八條第一項の
金融機関」を加え、「当該地方公共団体の口座」
を「当該口座」に改める。

第六十三條第一項中「第五十八條から第六十
一條まで」を「第五十八條、第六十條及び第六十
一條」に改める。

第六十三條の二中「第五十八條から第六十一
條まで」を「第五十八條、第六十條、第六十一
條」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、
目次、第十六條第一号、第二十九條、第三十三條
及び第三十四條の改正規定、第三章第三節の次に
一節を加える改正規定並びに第五十條の六の改正
規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

理由

天災その他非常の災害の場合における被災者の
救援に寄与するため、被災者の救援を目的とする
寄附金の送金のための郵便振替貯金の通常払込み
等についてその料金を免除することができること
とするともに、郵便振替貯金の利用者の利便を
図るため、定期に継続してする公益事業等の料金
の支払について簡便な手続による振替の制度を新
設する等の必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

○内閣委員長 ます、両案について提案理由の説
明を聴取いたします。服部郵政事務次官。

○服部郵政事務次官 ただいま議題となりました郵便
貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説
明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の貯金総額の制限額を
引き上げることをおもな内容とするものでありま
すが、以下、その改正の要点について御説明申し

上げます。

第一点は、郵便貯金の預金者一人の貯金総額の制限額は、現在五十万円ですが、最近における利用者の所得及び貯蓄保有額の伸びの状況から見まして、これを百万円に引き上げようとするものであります。

なお、これに伴いまして、積立郵便貯金の一回の預入金額並びに定期郵便貯金及び定期郵便貯金の預入金額もあわせて引き上げることとしております。

第二点は、郵便貯金の権利の消滅に關し、現在法律で十年間の期間の進行を中断する事由を列挙してあるのですが、その事由として印章の変更の届け出その他省令で定める請求または届け出があった場合などを追加し、これによって預金者の権利を保護しようとするものであります。

第三点は、郵便貯金に預入することができるとする証券の範囲を拡大して、その種類を法律に列挙するもののほかに省令で定めるものを加えて利用者の利便をはかるようにするものであります。

第四点は、郵便貯金の払い戻し金は、現金をもって払い渡すことになっておりますが、高額の貯金の払い戻しをする預金者等の利便をはかるため、省令で定める郵便局においては、現金の交付にかえて小切手をもって払い渡すことができるように改めようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

まず改正の第一点は、天災その他非常の災害に際して被災者の救援を目的とする寄付金を、地方公共団体、共同募金会等に、郵便振替貯金を利用して送金する場合には、その料金を免除することができるように改め、国民の善意の救援に寄与しようとするものであります。

第二点は、電気、ガス、水道等の料金の収納

は、現在各事業者が戸別集金により行なっておりますが、これらの公益事業等の料金を定期に継続して支払う場合には、支払人及び事業者の振替貯金口座を通じて、簡便な手続によって支払うことができる定期継続振替制度を新設して、双方の利便をはかり、あわせて郵便振替貯金の利用を増進しようとするものであります。

第三点は、郵便振替貯金の払い込み金に充てることができるとする証券の範囲を拡大して、その種類を法律に列挙するもののほかに省令で定めるものを加えて利用者の利便をはかるようにするものであります。

その他小額の払い出し金については払い渡し郵便局の指定を任意とすること及び電信による振替または払い出しの請求を直接口座所管庁にすることができると等加入者の利便をはかるために改正を行なうようにするものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○内務委員長 これにて提案理由の説明聴取は終了。両案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○内務委員長 次に、通信行政に関する件について調査を進めます。

○森本委員 過日、郵政大臣のほうから所管事項の説明がありまして、実は当委員会としては、大臣に対して放送法の問題やあるいは電波法の問題、その他郵政事業のいろいろ重要な事項について質疑がたぐさんあるわけでありまして、本日、大臣が病氣のために出席ができません、こういうことでありますので、非常に残念であります。そういう通信関係に関する重要な質問事項については、次回、大臣が出席をされてから聞きたい、このよ

うに考えまして、本日はとりあえず一つだけ政務次官その他関係各部局長にお聞きしたい。

こう思いますことは、この間うち新聞紙上をにぎわしておりますところの例の群馬県の松井田郵便局の交換手に関するリンチによる事件、こういう事件が持ち上がりまして、いま新聞紙上あるいはまた週刊誌等かなり報道されておるわけでありまして、この問題については、当委員会としてもある程度原因を究明をし、今後こういう問題が全国的に波及しないようにという観点から、この問題を明らかにしていきたい、こう考えておるわけでありまして。

現在これと同じような集配特定郵便局が全国に約二万近い数があるわけでありまして、これは単なる群馬県の松井田郵便局のみの事件でありまして、今後特定郵便局のいろいろの問題にも関連をするように考えますので、特にこの委員会を通じてこの内容を明らかにしていきたい、こう思うわけでありまして。しかもその質問の趣旨は、再びこういうふうな事件が特定郵便局で起こらないようにという観点からしていきたい、こう考えるわけでありまして、まず最初に当局のほうからこの事件の概要についてひとつ御説明をお願いしたい、こう思うわけでありまして。

○服部政府委員 ただいま森本委員から御指摘の、群馬県の松井田郵便局に発生いたしました集団暴行事件についてでございますが、この種の事件の起きたことに対しては、まことに遺憾に存じております。

まず事件の概要でございますが、本事件は、土地柄によるものか、松井田関係者とはとんだが積極的にこの内容を語らなかつたのが、こういう大きな問題になった要因だと一応心得ております。もちろんこの種の大事件を起こしたことにについては、先ほど申し上げたとおり非常に遺憾に存じておりますが、また管理の面でも十二分でないこともはっきり申し上げたいと存じます。そこで、早速係官並びに監察官を派遣いたしましたので、その報告を受けたのであります。大要

次のとおりでありますので、御説明申し上げます。

群馬県松井田郵便局の集配交換特定局、国有局舎で、局長が笠原昇平、総定員が四十六名、交換手定員が十三名、現在員は十名において、本年一月二十五日夕刻、上席の電話主任の佐藤茂子三十九歳に対して、他の電話主任宇佐美美子三十二歳ほか七名の交換手が、集団で、あるいはけとばし、あるいはなぐり、倒れた上からのしかるなどの暴行を加え、傷害を与えた模様であります。

傷害の直後と思われる一月二十五日、被害者佐藤茂子は、矢島愛子同局交換手に付き添われて、松井田町の武井医院を訪れ、耳が痛い（他の情報によれば階段から落ちた）と言つて診察を受けに参つたのであります。ところが、診察を受けたところ、全身打撲症とやけどのあとがあること及び心臓も相当弱っているもので、武井医院が早速入院の要ある旨を通告したのであります。御承知のとおり武井医院は専門外のため、入院ができなかつたので、前記矢島愛子と局長、父親付き添いのものと、安中市の堀口医院におもむいて、同医院に入院したのであります。

傷害の程度は、レントゲン撮影の結果によりますると、脊椎七本、肋骨一本が折れており、一か月間の面会謝絶のようでありまして。なお、このほか両手にやけどのあとがあり、医師の診断によれば、一月二十五日より一週間以上前に負つたやけどのようでもあります。

原因については、目下警察において取り調べ中でありまして、後刻判明するものと思われまが、現在までの情報によれば、交換手間の勢力争い、ないしは感情のもつれと推定できるのであります。その他の原因はない模様であります。

その後、この事件の風評が一般に伝わり始めたことに端を発しまして、二月一日宇佐美美子等は、同局職員の前平に対して、同人の妻（元同局交換手）の口の悪いことをなぐり、謝罪を要求するなど、両者の間に紛糾が生じたので局長はこの問題の仲裁に入ったが、今度は局長の仲裁のし

かたその他の措置に不満を持ち、局長に対して抗議を始め、最後には口頭ではあるが、交換手全員から辞意が表明されるに至ったのであります。

これに対して局長は極力辞意の撤回を求める一方、来局していた原市局長（部会長）及び組合役員（全通同地区副委員長、支部三役）らも辞意撤回の説得に当たった模様であります。

このような状態がその後続いたが、二月三日の午前三時に至り、ようやく辞意の撤回については了解点に達した。しかしながら、同日午後二時ごろ、交換室において局長、局長代理、分会長（宇佐美美子の夫、同局保険外務主任）及び交換手数名の間で佐藤茂子の病気の事、（病名、治療方法等）について話し合いの際、宇佐美美子の態度のよくないことを、分会長である夫、宇佐美良一が注意をするともになぐったことから口論となり、けんかの状態になっておるのであります。川崎局長代理は裂傷を負い、出血してワイシャツにも血痕があった由であります。今日まで診断は受けず、当日も局備えつけの救急薬品で応急手当を施したような次第であります。

本事件に因りて川崎局長代理の家族は、宇佐美を告訴すると言っておりましたが、結局告訴は見合わせたような状態でありました。

二月四日の午前八時三十分ごろ、局長が出動して電話交換室に顔を出した際に、局長に言いがかりをつけて、交換手一名を残して非番の者も含めて全員で局長室におもむき、局長との会見を求めたのであります。局長代理が制止したが、これを聞き入れず、執拗に局長との会見を求め騒ぎ立てた。その際に、灰皿一個を投げつけ、あるいは千枚通しを持って局長らに突こうとし、あるいは交換用プレストを振り上げるなどし、さらには宇佐美美子が局長の洋服のえりをつかんで「殺してやる、ナイフを持ってこい」などとわめき立てて局長をつるし上げた。局長は殺意を感じ、階下に待避したので、その間局長代理を局長同様激しいつるし上げを始めたので、同局職員工藤清治をして初めて警察に連絡したところ、署長以下十名の

警察官が来局、局前で待機していたとの情報もあるのですが、それによって事態は一応収拾いたしました。そのときは、局長室の入り口のガラス一枚破損程度であります。

二月六日には、午後二時ごろ、交換室が騒然となったので、局長、阿部東京郵政局電気通信業務課長、関係連絡官が交換室におもむき取り静めようとしたりと、宇佐美美子が阿部課長に暴言を浴びせるとともに、局長、阿部課長、関係連絡官を交換室から追い出した。その際に、交換手原詔代は「局長を殺してしまえ」と言いながら、局長のネクタイをひっぱったまま倒れたので、局長のネクタイが縫い目からちぎれた。

二月五日に、松井田警察署は、本事件を暴力行為等処罰に関する法律違反として取り扱う方針をきめ、即日、局長及び川崎局長代理から事情を聴取した。

二月七日には、午前九時三十分から同十一時十五分までの間、押収捜索令状により松井田郵便局、局長室、庶務室、電話交換室を家宅捜索し、電話交換用プレスト一、千枚通し五、木炭ばさみ一つ、切り出しナイフ三個を押収した。

二月九日午前七時三十分ごろ、宇佐美美子自宅において逮捕した。なお、他の交換手、松本久視子、矢島愛子、上原詔代、富田光子、塩原文子の五名を逐次任意出頭の際で召喚した。

二月十一日、宇佐美美子を身柄とともに前橋地検高崎支部へ送致した。午後二時から松井田署において再び富田光子、塩原文子の両名の取り調べを開始したのであります。現在のところそのような状況でございます。以上、簡単にございますが、事件の概要を御説明申し上げます。

○森本委員 本件については、同僚の栗原委員が現地にも調べに行っております。いま御説明を受けた内容についても若干違ふところがあると思いますが、あとから栗原委員のほうからも質問があると思いますが、私は順序として、この当該局の定員が四十六名ということでありまして、その四十六名のうちの交換手の定員が十三名とい

うが、それ以外の保険、貯金、外務、それから委託業務の電報配達、それから管理職が、局長、局長代理、主事、主任、それがどういう機構になっているか、その全貌をちょっと明らかにしてもらいたい。

○長田政府委員 この局は定員四十六名でございます。その内訳は、共通業務、局長を入れて二名、それから貯金が内勤五人、外勤八人、郵便と電信両方入れます。内勤が四名、外勤が十二名、電話が定員十三名、予備定員が内外とも一名ずつ、で合わせまして内勤二十五名外勤二十一名、総定員四十六名でございます。

○森本委員 質問をよく聞いてもらいたい。それから管理者というものはどういうふうになっているか。

○長田政府委員 特定局長、局長代理一人、主事三名、主任が内勤で四名、外勤で三名でございます。

○森本委員 そうすると、四十六名の定員に対して、現在欠員はないんですか。

○長田政府委員 委託業務の欠員は、私ちょっといま調べておりませんが、電話につきましては定員十三名のうち、去年の九月に二人やめまして、その欠員がなかなか埋まりません。そのままだう一人辞意の申し出がありました。これはまだ辞表を受理しておりませんので残っております。それからもう一人敗血症の長期欠勤がございまして、いまのところ欠員二名長欠一名という状態でございます。

○森本委員 それは交換手ですか。

○倉山政府委員 ただいま長田郵務局長から欠員のある状況をお話しただけでしたが、昨日、東京郵政局におきましては、この欠員は完全に補充いたしました。ただいまのところは満配の状況でございます。

○森本委員 そうすると交換手十三名の定員に対しては十三名の要するに満配こういうことですか。

○倉山政府委員 十三名の定員につきましては、完全に満配いたしましたほか、なお、若干の訓練期間等もございまして、非常勤等の余裕を見て、あと一、二名は追加できるというぐあいにしております。

○森本委員 申しておるんじゃない。現実には十三名の交換手の定員で現在員は何名おるか、こういうことです。

○倉山政府委員 正確に申しまして、ただいま先生のおっしゃいましたとおり、十三名の定員に対しては十三名配置しております。

○森本委員 それから四十六名の定員で交換手以外の欠員はないんだね。

○倉山政府委員 ございませぬ。

○森本委員 そういたしますと、四十六名のうちで、局長一名、局長代理一名、主事三名、主任が七名ですから、合計管理者という、いわゆる役付の人が十二名おることになるわけですね。

○長田政府委員 十二名おります。

○森本委員 外勤の主任が三名じゃないですか、

○長田政府委員 外勤の主任三名、内勤四名、それから主事三名、それと局長、局長代理であります。

○森本委員 主事三名というの内訳はどうなっておりますか、職務分担は。

○長田政府委員 いまその人の職務分担まで私明らかにいたしませんでしたが、一人は当然電気通信のほうも担当しておるはずでございます。

○森本委員 まず聞いておきたいのは、局長はよくわかりました。局長代理は何歳で勤続年数どれくらいの人ですか。

○倉山政府委員 局長代理川崎利三郎は、四十七歳でございます。採用されましたのが昭和八年でございますが、一たん途中で退職しましてまた再採用になりました現職についております。

○森本委員 それから、この主事三名というのは配置がどうなっておりますか。それから、その年齢と勤続年数、これは、あなた方はこういうところから調べていかないと、管理能力が一体どう

なっておるかということはわからぬです、はっきり言う。主事が三名おるならば、その主事の三名にどういふ人々がなつておつて、その職務分担はどうなつておるか、こういうことです。

○倉山政府委員 主事の氏名、年齢等についてはここにつまりらかな資料を持っておりますが、分担につきましては、共通、貯金並びに保険及び郵便というふうに分かれておるといふやうに理解しております、ただし確実にはいたしておりませんので、後は御報告させていただきます。

○森本委員 その貯金、保険に一人ずつの主事、これは内勤主事ですか。

○倉山政府委員 申しわけございませんが、いまつまりらかにしておりませんので、直ちに報告をいたします。

○森本委員 これは、きょう私のほうから質問があるというところはわかつておるのに、どだい当該の指揮命令系統や管理系統が本省、郵政局においてすらわかつておらぬようでは、こういう事件が起こるのには当然です。当該局には、局長があらうて、その下に局長代理があらうて、その下に主事があらう。その下の主任が問題を起しておるわけですから、その上の主事は一体どういふ人な人であつて、どの程度の勤続年数の人であるか、さらに局長代理はどういふ人であつて、それを統括する局長はどういふ局長であるかというところから調べていかなければ、とうてい責任問題は明らかにならぬわけですから。

そこで、おそらくこれは貯金、保険、共通というところであるとするならば、共通主事がこれの監督をするところになると思ひますが、そうじゃないですか。このいわゆる電話交換の実際の分担をする主事は共通主事じゃないですか。

○倉山政府委員 通信一般ということで郵便とあわせてだと理解しますが、これは直ちに調べまして報告させていただきます。

○森本委員 実際これだけの小さな局の指揮命令系統、管理系統ぐらひは、ちゃんとすてに調べておかなければ、一体だれに責任があるかというこ

とはちつとも明確じゃないわけですよ、それはあとになりませんが、政務次官も、こういうことについてはよく聞いておいてもらいたいと思うので

それから、主任の四名というのは——外勤の三名はおそらく貯金と郵便とに分担されておる、こ

う思ひますが、四名の内勤の主任の内訳はどうなつておるのですか。

○長田政府委員 これは被害を受けました佐藤茂子と宇佐美美子が電話の主任で、それ以外の田中、宇佐美という二人の者はそれぞれほかのほうの管理をやつております。(森本委員「ほかというのはどこだ」と呼ぶ)宇佐美良一は保険のほうでございまして、田中につきましましては、いま調べ中

でございます。

○森本委員 局長、少したよりないですね、あなたの答弁は。たつたの四十六名の郵便局であつて、これだけ大きな問題が起つておつて、その当該局の局内における指揮命令系統がさっぱりわからぬということでは、幾ら調査をしたところで、こんな事件が起きてくることは当然なんです。もう少し郵政省というものは緊張して、こういう事件が起つておるわけですから、まずこの当該局の中の指揮命令系統というものがどうなつておるかというところを徹底的に究明すべきなんです。だから下廻上になつて、だれが一体局長やら、だれが係長やらちつともわからぬという形に実際の勤務がなつてしまつてはならないかと思うのです。

そこで、さらにお聞きしておきたいと思ひますことは、この当該局に対する監察は、特別調査をやつたことがありますか。

○稻増政府委員 ございまして。最近、昭和三十九年の一月にやつております。

○森本委員 三十九年の一月以前にやつたのは一番最近いつですか。

○稻増政府委員 三十六年の二月でございまして。○森本委員 三十九年一月の調査というものは、特別調査ですか、平常調査ですか。

○稻増政府委員 一般の調査でございまして。

○森本委員 その一般の調査の場合に、特別の報告事項はないのですか。

○稻増政府委員 特に電話の仕事に關しましては指示事項がございせんでした。

○森本委員 では、その一般の電話の交換に對してはなくて、局全般に對する調査に對する報告というものは、どういふ報告になつていますか。

○稻増政府委員 成績としては非常にいい部類に入つております。

○森本委員 その報告書をとから資料として提出を願ひたい。場合によつたらその監察官の責任を問ひなけはならぬと思ふ。えれば三十九年の一月ですら、おそろくそのころにもかなり私は問題になつたという点があると思ひます。

そこで、もう一つ聞いておきたいと思ひますは、この東京郵政局の管轄の中には特定郵便局といふのは一体幾つありますか。

○倉山政府委員 集配、無集配合わせまして二千七百三十九ございまして。これは昨年の十一月一日現在でございまして。

○森本委員 この二千七百三十九というのを郵政局が直接監督しておるわけですね。

○倉山政府委員 さやうでございまして。

○森本委員 それでこういう集配特定局については、この事項で見ると大体二年に一回ぐらひの監察が行つておるわけですね。

○稻増政府委員 二年に一回ぐらひ行こうという努力はしておりますが、現実問題としては、二年に一回も当たらない部類が多いと思ひます。

○森本委員 現実には何年に一回かですか。

○稻増政府委員 最近数年は郵便の正常運行という点、あるいは貯金の犯罪に重点を置いて特別調査が多いものですから、行かない局は五年も行かないところがありますが、平均して三年に一回ぐらひだと思ひます。

○森本委員 そこで、この事件の問題でありますは、どうもこの事件について、いまの政務次官の報告をずっと聞いておりますと、ふに落ちない点

が非常に多いわけですよ。いかに上州がかあ天下といわれて女の人が強いといわれても、これだけ

のことを電話交換の主任の人がやつておつて、しかも實際問題としては、局長も局長代理も主事もおつて、その主事と局長代理が、これに對して全然制止しておらないし、あるいはまた、それを統制しておるというところもやつておらない。これは単に局長の管理能力だけではなかつたと思ふ。何かそこに伏在した原因がなければこういう問題は出てこないではないか。これは私は憶測になりますけれども、特定郵便局ではいろいろの問題があるわけですよ。たとえばこの当該局にあつたとは申しませんが、しかし全国的ないろいろな問題を考へてみると、男女関係、不祥事件、こういう問題がいろいろ内部に介在しておるというふうなことが、特定郵便局のいままでの事故の内容について

はありがちであります。そういう点について、ここまでこういう人たちが増長するといふことは決してない、何かどこかに、当該局の管理のやり方について欠陥があるのではないか、あるいはまた隠された事実があるのではないかという点が、私は非常に心配になるわけでありまして。そういう点について、たとえば一週刊サンケイ」でありまして週刊誌でありますから、これを全部信用するとは私は言ひませんが、ただ報道されたことを読んでみますと、こういう点について郵政省の監察局が監察をしておるかどうか、たとえばここに一つの理由として、松井田郵便局では、数年前に金銭的不祥事件があつたんだ、局長も痛くもない腹を

探られたんだらうというところが載つておる。それからもう一つは、交換手同士のいろいろな問題で、向かうことはでは「お根性悪いのオッコちゃん」といふふうにして書いてありますが、そういうことで、とにかくいろいろの難くせをつけられて交換手としてやれないといふことから、若い交換手の中には、ノイローゼになつて長野県の千曲川に身を投げて自殺をはかつた者がある、こういうことも書いてありますし、もう一つは、一番ひどい人は、朝起きたままの姿で出勤をして、氣

に入りの交換手と呼んでは髪を結わせ、蒸しタオルをつくらせて顔を洗い、肩をもませて交換台に着くというところも書いてありますし、それ以外にもいろいろなかことがこの中にあるわけでありま

す。たとえば、松井田の市外電話はなかなか通じない、隣町の安中市には電話するよりも自分で行ったほうが早い、あるいは安中市に入らぬ人が電話をかけた場合には話し中ということで切られる、だからあまりにもえらい人だからさういふところがよからうというようなことを町の人が言っている。これを全部信用するとは私は申しません。しかし、少なくとも郵便局というものは国民の郵便局であって、国民に親しまれなければならぬ局でありま

す。それがそういうことで一般の町民に対して不快感を及ぼし、さらにまた、そういうようなうわさがあるといううわさについて、一体郵政監察当局には、そういううわさが今日まで全然耳に入らなかったかどうか、その点をまず監察局長に聞いておきたいと思ひますが、隣局の局長あるいは特定局長あるいは部会長あるいは指定局、そういうところから、そういう点のうわさというものがいままでも監察局に入ってきたことがなかったかどうか、その点を聞いておきたい。それから郵政局も……

○稲増政府委員 この金銭の問題につきまして、保険犯罪が三十四年十二月にありまして、貯金に關しましては、やはり三十四年二月に貯金の横領事件の犯罪がございました。それはそれぞれ捜査いたしましたし処分いたしました。その他の事故につきましては、残念ながら承知いたしておりません。

○長田政府委員 ただいまのお話の中の電話の取り扱いにつきまして、たとえば安中との連絡が非常に悪い。あるいは安中にいらぬ人の電話についてはなかなかつながらぬという点につきましては、この事件が起きました。東京郵政局から電気通信業務課長あるいは係長が出張してありまして、その人たちに對しては、特に業務上の取り扱いについて不当なあるいは不法なことが

なかったかどうか、よく調査するように特に指示しておきました。ただいまのところまだはっきりしたデータはあがってきておりません。

○森本委員 そこで郵政局に対して、そういうふうなうわさというものが、監察支局あるいはこの受け持ちのいわゆる指定局、それから特定局長、部会長、特推連、そういうふうなあらゆる郵政省の機関というものがあつたわけでありまして、そういう機関から郵政局に対してそういううわさが入つてきてなかったかどうか、その点を聞いておきたいと思ひます。

○會山政府委員 いまのお尋ねの点につきましては、いろいろその後調査いたしてみますと、松井田の局長の管理能力等につきまして、さらに詳しく、こういう事件が、もちろん当時あつたわけではございませんが、やつてほしいといううわさ意見が、局長会の仲間の役人等から一部あつたというところは、調査の結果聞きました。全般的に見まして、このように大きな、世間に対して顔向けにならないような事件が起るような事態が発生するような内紛の状態にあつたということとは、全然情報として承知しておりません。

○森本委員 それでは参考のためにお聞きします。三十四年の保険の事故と三十四年の貯金の犯罪というものの内容をひとつ説明願ひたいと思ひます。

○稲増政府委員 三十四年二月の貯金の犯罪は、横立貯金の犯罪でございまして、預入金を受け入れ報告せず横領したという件でございまして、四百四十二件、三十九万五千八百円、同年十二月の保険の犯罪は、局員と部外者の方が共謀いたしまして、面接監査などせずに保険に入れまして、募集手当等を取つたという事件です。

○森本委員 この三十四年二月の横立貯金の三十九万五千八百円、これの横領というのは一人ですか。

かにしていただきたい。

○會山政府委員 事務員岩井真次郎の行ないました貯金犯罪に対し、懲戒免の処分をいたしました。なお、これに伴ひまして監督者責任を問ひたいとして、当該局長に対しては戒告をいたしております。並びに局長代理につきましても、減給一カ月の処分をいたしております。

○森本委員 これは戒告のほうが減給より重いのですか。

○會山政府委員 減給のほうが重うございます。

○森本委員 どうしてそういう処分になるのですか。

○會山政府委員 部下に対して直接指導責任に当たるべき局長代理のほうがより重い責任を追及すべきであるというふうに判断いたしました。減給処分いたしました。

ちょっと詳しく説明してください。

○稲増政府委員 犯人は、三十年三月十一日から三十三年の三月十九日までの間に、こういう不正契約の保険を百五十万円成立させて、うち五件、六十万円の金を受領いたしております。そういう事件でございまして。

○森本委員 百五十万の不正契約をして六十万円を受領したというのはどういう意味ですか。わかるように言えよ。

○稲増政府委員 あとは支払っておりません。ただし、保険契約をした者から支払えという要求がきておるものでございまして、六十万円だけは本人に支払つてしまつた、こういうわけでございます。

○森本委員 そうすると、百五十万円の契約をして六十万というのを死亡して支払つた、こういうことですか。

○稲増政府委員 さようでございます。

○森本委員 そうならそうと初めからそう言わなければわからぬよ。

それから、これに対する処分はどうなつておりますか。

に対しても訓告の行政処分にしております。

○森本委員 しっかりしていただきよ、郵政省の幹部諸君は。そうしますと、三十四年の二月と十二月にこれだけの事故があった。それからついでに聞いておきますが、三十四年から四十年までの貯金と保険の事業成績は、この局はどうなっておりますか。

○曾山政府委員 先ほど監察局長が申し上げました調査の成績は把握いたしておりますが、事業成績につきましては、つまり奨励、募集等につきましては、ただいま資料を持ち合わせておりません。

○森本委員 私の質問に対してはつきりしないわけですが、三十四年にこれだけの事故が起きて、それ以降三十九年の一月までの間に、監察はいつやっておりますか。

○稻増政府委員 三十六年の二月にいたしております。

○森本委員 三十六年の二月の監察のときには何も変わった事故はないのですか。

○稻増政府委員 特別変わった事故はございませんが、三十九年の成績から比べますと、ちょっと落ちる成績でございました。

○森本委員 三十九年の成績がいいというのは、どこがいいのですか。

○稻増政府委員 評価で申しますれば、郵便とか、ただいま問題になりました電気通信関係は優れていることで、指示事項は郵便一件、電気通信関係はゼロという成績でございまして、貯金、保険その他は大体良という成績でございまして。

○森本委員 電気通信関係が優れていることは、その優、良というのとはどこでけじめをつけるのですか。

○稻増政府委員 業務面からのみ採点いたしております。

○森本委員 業務は、どういうふうな業務の調査のしかたをされますか。

○稻増政府委員 点検表がございまして、そして電気通信の場合も、こういう点検表に従いまして点数をつけておりますが、点検表の詳細につきましては、

しては、いまちょっとわかりかねます。

○森本委員 その点検表の際に、そういう勤務ぶりあるいは一般公衆の評判ということは入っておりますか。

○稻増政府委員 最近では防犯に重点を置いておりますので、特にそういう点は触れておりません。

○森本委員 それなら電気通信は、一体何に触れてやるのだ。

○稻増政府委員 点検表の詳細、ちょっと私も承知しませんので、その点は、追って点検表を御持参いたしたいと思っております。

○森本委員 監察官が行ったときに、こういうふうな内容を、全然うわさでも聞いたことはないのですか。

○稻増政府委員 ただいま報告を受けておりますところでは、ないようでございます。

○森本委員 これはもうめくらの監察官で、そういう監察官はちつとも役に立たぬ。それで先ほど私がちつと申し上げたように、こういうふうないろいろなうわさがあるということについては、現在郵政当局としては、一応これを調査しておりますか。

○稻増政府委員 いたしております。

○森本委員 これはおそらくあとで同僚栗原委員のほうから、現実とその内容について追及があると思っておりますが、私は本日はこの程度でやめたいと思っておりますが、いづれこれは、場合によっては理事会にもはかってもらつて、東京郵政局長なり、監察局長にも来てもらつて、あるいは当該の指定局あたりの局長にも来てもらつて証言をしてもらつて、この内容はひとつ徹底的に追及をして、将来二度とこういう問題が起らないようにというふうな考えていきたいと思っております。

ただ、ここで、政務次官にひとつ政治的な問題として聞いておきたいと思つたことは、先ほどのお話では、東京郵政局が二千七百三十九という集配、無集配特定郵便局を一手に管轄をする、監督をする。そしておそくその局長の中で郵政局長の顔を見る局長は、三分の一もないんじゃない

か。年に一回特定局長会議がありますので、そのときに、場合によつては見るときがある。それ以外ほとんど郵政局とは関係がない。こういう広範な管理機構というものは、郵政省の特定郵便局をおいてはほかにない。だからこういう管理機構の欠陥というものが一つの大きな原因ではなからうか。たとえば電電公社の場合には、通信局があり、その下に電気通信部がある。その各県の電気通信部が各報話局の監督をする。こういう形になっておる。ところが、特定郵便局の場合は、群馬県、この松井田の郵便局の局長も、それから前橋の郵便局長も同様の郵便局長であります。指導監督する権限は全然ないわけでありまして、これはあくまでも郵政局長でなければ、それに対する監督権はない。横の連絡調整ということはやつても、監督ということとは全然できない。こういうふうな、一郵政局が関東地方全部の約三千に近い郵便局を管理しなければならぬというやうなことが、はたして管理機構として十分であるかどうか、こういう点についてひとつ政務次官としての考え方を私は聞いておきたい。えてして特定郵便局というものは、こういう事故が起きたり、あるいはまた犯罪事故が案外起きるといふやうなことがあるわけでありまして、これはやはり特定郵便局の管理機構の一つの大きな欠陥がありはしないか。いま本省の人事局長、それから郵務局長、監察局長の答弁を聞いてもわかるように、これだけ大きな事件が起きてくるにもかかわらず、本省の局長すらまだ実態をはつきりつかない。そこに管理機構の一つの欠陥というものが大きくあるのではないか、こう思うのですが、その辺どうですか。

○服部政府委員 御指摘のとおり、事実このやうな不祥事件が起き、なお東京郵政局で二千数百の傘下の局の管理ということも非常に問題点があるうかと存じます。したがって、御承知のとおり、郵政事業経営の一般について郵政審議会に諮問し、検討をお願いしておりますとともに、小郵便局のあり方については、臨時行政調査会の答申

においてもこの検討を勧告してまいっておりますので、今後あらゆる角度から十二分に検討を加えてまいりたいという意欲に燃えておる次第でございます。今後十二分に検討したいと思つております。

○森本委員 政務次官ではその答えはなかなかむずかしいと思いますが、いづれにいたしまして、この三千というものを一つの郵政局が管理するということは、大きな欠陥であるということにははつきりいえると思う。ただ、これをどういうふうな機構にするかという点については、これは大きな政治問題でありますから、あとの問題であります。ただ、いまのような機構では、やはり二度、三度とこういう事件が起き得る可能性はある。そこに現在の特定郵便局の管理機構が一つの欠陥があるということは認めざるを得ないと思つて。

それからこの事件の結末は、現在いわゆる司法の手につかぬておるわけでありまして、その司法権の手にゆだねておる内容が明らかになつてから、おそく郵政省としてもはつきりした行政処分等については考えられると思つて。しかし、司法処分がきまつて単なる郵政省の処分だけで、この問題の解決はつかないと思つて、でき得べくんば主任は同格でありますからやむを得ないとしても、主任以上の役職、たとえば主事、局長代理、局長、これについては、全部総入れかえするくらいの機構大改革をやらなければ、この局の内部情勢というものは決して直らぬと思つて。要するに、松井田郵便局の改革を行ない、ほんとうに松井田の町民のための郵便局にするためには、役付の人間については総入れかえするくらいの決意を郵政省は持つてもらいたい。これは隣局あるいは普通局との間における配置がえ、あるいは職場転換をやればできるわけでありまして、単に局長を処分をしただけでは、事は済まない。私は職員の方でありますし、また従業員あるいは郵政事業を非常に愛するものでありますけれども、しかし

信賞必罰ということはやはりはっきりしたほうがよろしい。だから、この松井田郵便局の今後の改革を行なうためには、また他の局に対する風潮からいたしまして、私はこれは単なる局長だけの責任ではない、局長代理も十分に責任を持たなければならぬ、さらに主任を監督するところの主事としても、やはり業務上の責任を持たなければならぬ、だからこの郵便局を改革するという根本的なやり方については、行政処分のやり方もありましようけれども、そういう根本的な、郵便局の職場の配置のあり方というのについて考えていかなければならぬ、こう思うわけでありすが、これに対してはひとつ政務次官から、はっきりした、よい回答を得ておきたい、こう思うわけです。

○服部政府委員 もちろんのことでございます、十二分にたゞいまの発言を尊重して、まず檢察当局の取り調べと相まって、その結論を見て、適切な措置を講じたいと考えております。

○森本委員 その適切な措置も、私が言うように、管理だけを処分をしたらそれで事終わりというものでなしに、いろいろの情報を総合してみると、その局内の大改革をやらなければだめだというふうに考えますので、そういう点については、局長も十分責任があるわけでありすが、単に局長だけでなくして、局長、局長代理あるいは主任の上に立つ主事、そういうものの入れかえなり配置がえなり、やはり根本的に考えていかなければならぬ、そういうこともあわせて十分に早急に検討してもらいたい、こういうことです。

○服部政府委員 十二分にひとつ東京郵政局とも緊密な連携をとって、何といたしましてこれだけの大事件を起こしたのでありますから、郵政本省といたしまして、十分腹をもつて、今後こういった問題が他の局に波及しないようにやる心がまえを持っております。

○内藤委員長 上林山君。
○上林山委員 私はこの事件を、当局並びに新聞その他を拝見して資料を得たところによれば、い

ろいろな郵政犯罪があるが、どの郵政犯罪に比べてみても、こういう重大な事件を起こしたことは、私も通信委員を約十年やっておりますが、その間に聞いたことがないぐらいでございます。またその点は遺憾しごくであると考えられるものであります。わすかの金銭の問題で郵政犯罪を起こすことも、もちろん国民に対して悪いことであります。が、今度の事件のように、半ば脅迫、暴行、場合によると、考え方によっては、犯罪の性質が殺人にも関係をするような、きわめて重大な事案であると考えます。これは専門的に調査した上、檢察当局がきめることではございますが、いま集め得られた資料によつて考えますと、そういうところまで発展する重大な事件であつて、単に郵政犯罪という、そういう範疇で律していけないほどの重大事件であると考えられます。その意味から、先ほど、適切な質問もありましたように、根本的に事件を究明して、その欠陥を突きとめて、今後こういうことがないように、それぞれの対策を講じなければならぬと思ひます。

これは大臣がおられないから、われわれ保留いたしますけれども、単に意見を言えば、郵政省が東京郵政局とか、東京監察局とかいう程度にしないで、電電公社のように、あるいは二つの郵政局をつくる、あるいは二つの監察局をつくるというように、そうしたようなところから大きく改めていかなければならぬ点ももちろん含まれております。しかし、私は時間の関係でそういう根本的な問題は他日に譲りますけれども、まず第一に、質問を進める前に当局に伺つておきたいことは、松井田郵便局長は、相当経験も深いようでありすが、この人は、いわゆる民間から採用された人であるか、あるいは組合出身の人であるのかどうか、この点が第一点。

第二点は、問題を起こした中心人物と見られてゐる宇佐美美子主任交換手の御主人は、地方の全通の役員をしておられることであるが、これは事実であるかどうか、この点をまず伺つておきたいと思ひます。

○會山政府委員 お尋ねの第一点でございますが、笠原局長は採用されましたときから十年くらいたつて局長になっております。通信事務員をしてから現職に就任しておりますので、部内者出身であるということがいえると思ひます。

第二の宇佐美美子の夫でございますが、先ほど御指摘のございましたとおり、当該局松井田局の分会長をいたしております。

○上林山委員 これは俗にいう「俗にいうと言ふと、ことが足りませんが、普通に考えられる特定局長の性格、そういうものではなくて、いわゆる組合出身者あるいは部内出身者という相当経験を積んだ人が局長になっておられるということ、この局長にして、しかも主犯者であると思はれておられる人の主人は全通の分会長をしておられるということ、そういう雰囲気の中で、私はそうあつてはいけないうことでありますけれども、十分に管理能力を発揮し得る雰囲気にあるのかどうかというところ、そういう点から考えて、根本的な改革をする場合には、そうしたような考え方も含んで検討される必要があると考えるのであります。こういうことに對して、一番私が遺憾に思つたことは、この主犯であると思はれておられる宇佐美美子主任は、自分の夫になぐりかかつていく、あるいはあねごきどりで、他の交換手の若い人たちの手なづけておる、いわばこの局内における意味での独裁者です。その根源はいろいろあるでありますが、けれども、根源も大事であると同時に、そのあらわれた現象というものを徹密に私は処置していくということが大事であると考えます。そういう意味合いにおいて、何か公開の席上で言いくいことがあつてもいられぬが、遠慮なく、あなた方の感想があればこれをまず承つておきたいと思ひます。

○服部政府委員 管理体制の確立という点、また再びかようなことの起きないようにするためには、当然あらゆる角度から検討を加えねばならぬ。その管理が十二分にでき得なかつた、その根源もあわせて検討調査すべきである、かように考

えております。

○上林山委員 大臣も政務次官も政治的責任は同じでありますから、私はたゞいまの御答弁を尊重して、この場で最終的な結論は要求しませんけれども、ほんとうにこの問題は劈頭に申し上げましたように、普通の郵政犯罪ではない。それもあるが、それ以上に社会的に重大な影響を及ぼしているんだということですね。単に電話がそういうごたごたのために少しくれたとか、だからいけないとか——これももちろんその一つですけれども、そういうものよりも、これは人命尊重、人権尊重——こういうものが公的な機関の中において公々然と行なわれておられることは、私はまことに遺憾であると思ひます。だから、その根本的な対策はいろいろありますけれども、今申し上げたようなことを参考にしつてやつてもらわなければなりません。東京郵政局が阿部電氣通信業務課長を現地に派遣していろいろな対策を講じた、これはまあ加入者に不便を与えてはいけないう心組みであらうから、その処置は適切でありすが、けれども、この以前に東京郵政局あるいは東京郵政監察局は特に活動しておるわけですか。この人を派遣する前に、東京郵政監察局が活動したか、あるいは群馬県にある監察局の支局が活動したか、その状況を、これより先であつたか、あるいはあつたか、こういう点をひとつ伺ひておきたい。

○稻増政府委員 事件が警察の手に移りまして、郵政局、監察局相談いたしましたして、刑事事件のほうは警察のほうで捜査いたしておりますので、ひとまず郵政局のほうから関係官が行つて調査する——もちろん前橋の支局は警察との連絡等十二分にやりました、警察の捜査には協力しております。

○上林山委員 私の言うのは、東京郵政局の電氣通信業務課長が現地へおもむいた、こうなつてゐるんだ。この、現地におもむいたのは、加入者に不便を与えないためというところがある方針であらうと思ひます。これ以前に東京郵政監察局

が活動をしたのかということです。

○増政府委員 先ほど申し上げましたとおり、郵政局と打ち合わせた結果、まず郵政局から行くことになりましたので、その前には監察官はこのことのために出勤していません。

○上林山委員 そういふ点は、あなた方は各方面から誤解を受けたり、あるいは各方面から強いおしかりを受けたことは当然だと思ふ。そういう心がまえは、少なくとも郵政監察局と郵政局と打ち合わせた結果、監察局はあとから行ってよからう——これは普通のごたごたではありませんよ。やけどをする。少なくとも肋骨を折る。腰の骨を折る。二カ月の治療を要するといふまことに重大事件ですよ。そうしたような問題が起こっているといふのに、ただ加入者に利便を与えるために電氣通信業務課長が、先に、語り合った上で行ったんだ、こういういわゆる微温的な、おっかなびっくりというか、あるいは責任観念が薄いというか、そうしたような考え方でおられるということ、これは私はどうしても御弁護申し上げる気にならない。これはもう本省並びに郵政局あるいは郵政監察局、この最高首脳部の者は、この事件が局長以下、刑事事件として処理され、起訴されあるいはまた行政処分として処分される場合は、これは当該郵政監察局長あるいは東京郵政局長、場合によっては本省の諸君……。(大臣)

と呼ぶ者あり)大臣はよくから言うわけにいかぬが、少なくともそういうようなことは、私は減俸一カ月やそこらは、やはりみずから進んでお受けになるぐらいの考え方で処置しなければ、これは普通の郵政犯罪ではないのです。普通の郵政犯罪であるとのみ考えたら、いままでのようないわゆる処置にしかお出になりませんよ。政務次官、私はこれは前向きで申し上げているんで、この場限りののはたたりでないことを、あなたはひとつよく考えられて、大臣とも御相談の上——これはとても当委員はおさまらない、こういう立場から、この問題は他の犯罪よりもまことに重大であるといふ、ここにポイントをしぼってやるぐらいの考

えでなければならぬと私は思うが、この点いかがですか。同時に、これは打ち合わせの結果あとで行くようにいたしましたと言ったが、それはどうなのか。

○服部政府委員 私が関知しておりますから……。まず前段の監察官の派遣の件であります。私が、私も事情はつまびらかでなかったのをごいいますが、いま御質問があり、監察局長の答弁から考えて、この重大な事案に対しましてに適當な措置でなかったことはすなおに認めて、今後は十二分に監察機能の最高度に發揮できるよう心がまえで進んでまいりたい。

なお、後段の問題であります。先ほど申し上げたとおり、まことに遺憾な大事件であります。私も、もちろん、大臣は本日発熱のために欠席いたしましたので私がかかわって答弁いたすわけであります。十二分に大臣とも緊密な連絡をとって、ほんとうに腹を据えて、再びかような問題が起きないように、徹底的に原因の究明をはかって意に沿うように措置することをはっきりお誓いするものであります。

○上林山委員 私も、この問題は当局の出方あるいは事件の推移、監察当局の活動の状態、そうしたようなものをよく見た上でさらに御質問したいと考えますので、本日はこれをもって一応終わります。

○内閣委員長 栗原俊夫君。

○栗原委員 松井田郵便局の問題につきまして、同僚森本君、上林山君がその原因や重要な問題について発言しておりますが、私はまず第一に当局にお伺いしたいことは、その重大性にかんがみて、本日国民の代表の場である国会で論議される、こういうことに対する万全の準備、さらにまた、現地においては、公共機関としての通信事務というものが、いっときといえども加入者に迷惑をかけないという万全の策をとる準備というものが当然でございとおもうのです。もちろん起こった事実の問題については、私も現地に行ってみましたが、警察すらなかなか真相を把握しにくく

で、いま難儀をしておるという状態ですから、この問題はここで直ちに議論はできません。これが明らかになって徹底的に原因究明等もさせてもらいたいと思ひますが、そこでこの電話業務について過去一カ年ばかりの間に十数名の交換手が出ていったのであります。本日の当局の報告によると、定員十三名は今日たまたま満配になっておる、こう言っておるのですが、その十数名が出入りした具体的な経過、この時点に立ってのなぜそういうことがあったかという一つの見方、特に問題が起こつて以来の電話を確保するための努力、具体的な事実、当局の資料によれば、業務は正常に行なわれておるといふ報告を資料としてもらつておるのですが、そういう大言壮語がどうしてできるのだというその裏打ちをここで明らかにしてもらいたい、このように思ひます。

○長田政府委員 先ほどちょっとお答えいたしました。十三名の定員のうち、去年の九月に二人やめまして、それが埋まらずにずっときておりました。それから佐藤が長期欠勤という形になって休んでおります。欠員二人、長欠一人。それから一月三十一日にもう一人交換手が辞意を申し出て、この辞表はまだ受理されないうちになつておつたわけでありまして、人事局長が先ほどお答えしましたところによれば、ごく最近欠員が補充されたといふことでございまして、業務のほうの面から申しますと、実は非常勤が一名相当長く働いております。欠員のあと埋めという形で非常勤が少し前から来ております。それから二月六日には他局応援が一人参つております。二月七日からは下仁田局と吉井局から二名ずつと最近まで引き続いて応援に来ております。それから二月十日からは非常勤をさらにふやまして、もとこの局の交換をしておりました人たちが来てもらつて、二月十日に非常勤三名、それから二月十一日から六名というふうな形で来ております。

それから二月四日に局長等をつるし上げました際に、十五分ばかりほとんど全員がその席を離れておるようでございます。それから宇佐美が逮捕

されました二月九日に、交換手二人が出勤をしないで警察のほうについていった。それから交換をしておりました一人の者が、その知らせを聞いて警察へかけつけて離席をしたといふことがございました。このときも、報告によれば、一時約三分間くらい完全な空席になり、局員と局長代理が交換席にすぐについていたといふような報告を受けておりますが、そういう状況だつたと思つております。

もちろん、いろいろトラブルがございましたが、また交換手がその途中でも、逮捕された交換手以外にも、取り調べに任意出頭を命ぜられたり、任意取り調べを受けたたりしておりますし、いろいろ混乱もございましたので、若干の支障があつたかと思ひますが、業務に基本的な支障が起こつてしまつたといふような事態は、それ以外にはあまり起こつておらないといふような報告を受けておる次第でございます。

○栗原委員 現地の話を聞くと、現地はいまの話とだいぶん開きがあるのです。率直に言えば、二月三日の晩から四日の朝にかけて、全員やめるというふうな事態が起こつたのです。そして親御さんたちもみんな来て、もうとてもここへは娘は置いておけぬというふうなことから、全員やめるといふような事態が起こつたのを、それでは公共の器である電話というものがとまつてしまふ、そういうことを言わないでというところで、この第二回の報告にもありますとおり、組合の幹部等も来て、そしてそれでは組合の幹部にうちの娘を預けようというところで、組合の幹部がけたをはかされて預かつておる、こういう形なんですね。そういう中からさらに二人の人が倒れていつておる。いつて辞表を出したらいいのですか、預けておるけれども、そう長くは預けておけません……。おととい行つたときも、金井という人のお父さんがやつてきまして、この人は妙義町の教育長をやつていた人ですが、預けると言つたけれども、そう長く預けるつもりはないのだ、実際辞表を持って私は来ておつただけけれども、説得されて預けた

んだが、こういうことで、実際非常に危険な状況にあるわけですね。こういうような状況のときに、はたしてこれをどう守っていくかという努力がなされたか。特に現地ではいろいろな問題になりましたが、電話業務は本来は公社のものであるけれども、これは委託局で委託を受けておる、このときの電電公社との関係は一体どうだったんだ、電電公社に依存的な応援を依頼したことがあるのか、あるいは依頼したならば、依頼した局に対して公社はどういう態度に出たか、こういうようなことなどいろいろ聞いてきておられますけれども、その点は電話の運行を確保するためにどういう努力がなされたか。ただいまの話では、すでにやめた人たちの中から求める、あるいは近接局から応援を求める、こういう形で一応形をつくっておるようでありまして、その間の実態というものをここで明らかにしてもらいたい、こう思います。

○長田政府委員 公社に業務上の応援を頼んだかという点につきましては、どうも私もそういうことがあったという話は聞いておりません。

○栗原委員 公社の人にお尋ねしますが、公社は自分のほうでやっていく電話事業を一部郵政へ委託しておる。委託しておるところで問題が起って、どうにも交換業務に携わる要員が補充できない、何とか応援をしてくれというような要請があった場合の態度、心がまえ、こういうものはどうですか。

○千代説明員 現在郵政省と公社の間に委託業務協定がございまして、委託業務は自主的に郵政省で行なわれる、こういうたてまえになっておるのであります。その細目協定におきまして、天災地変等緊急の場合にはどういふうぐあいにすることになるかというのです。今回のような場合は、ここに協定の条文がございまして、ちょっと読んでみますと、「公社は、回線障害時又は非常災害時等において、通信の迅速なるを確保するため、緊急の措置を必要とするとき、」これが一つ。「又は、通調整若しくは取扱矯正のため、

迅速な措置を必要とするときは関係郵便局に対し、直接所要の申入れを行うことができるものとす、その範囲は、次の通りとする。」こう書いてあります。一般の問題は郵政省で自主的に運営される、これがたてまえでございまして、いま申し上げたような場合には、直接いろいろ申し上げるということができるように相なっております。その中で、他を省きますが、「市外回線の応答又は切断の遅延に対する注意」その他云々ございまして、こういってたぐあいにしております。たとえば、この場合に、高崎との市外通話が切れる、直ちに申し入れをやる。十分でも切れた場合はすぐ申し入れをやって、それを調整するということになっておりますが、それ以外に「臨時措置関係」という項目がございまして、これも「非常災害時等緊急の事態において、委託業務の遂行上必要あるときは、郵政省は、公社に対し、援助協力を要請することができる」とし、公社は、自己の負担において、これが要請に応ずるものとする。たとえ、三宅島の爆発の場合、約二年半ばかり前でございまして、ああいうときには直ちに緊急応援班をつくって送っております。今回の場合には、二月の四日でございまして、四日の午前に約三十分間高崎との市外通話が通話不能になっております。それで九日でございまして、警察へこの五人が引っぱられて、それがために取り扱ひ者の多数の人が警察へいろいろ理由を尋ねにいった。この場合には、やはり三十分ばかり通話がとどえたことがございまして。そのときに、直ちに申し入れをやって、群馬通信部、この運用課長と、それからこの親局であります高崎の電話局の運用部長が直ちに現場に行っている折衝いたしております。それで、その際に応援要請があらばいつでも受けましようというので、前橋、高崎の局の運用担当の副課長を待機させて待っておったわけでございますが、郵政省のほうでうまく手が回ったようでございまして。それで、そのときには要望がございまして、こういうことになっ

ております。なお、私も非常にショックを受けまして電話というものは通じて初めて用をなすものでございまして、私どもはもちろん経験のないこととございまして、何かこれを予知するような方法がなかったかということと真剣に反省してみたいでございますが、私、直接現場の責任者に問いただしまして、何か以前からコンプレインが出ておったんじゃないか。もしそういうことがあったら、郵政省のほうへも申し上げておいたほうがベターじゃないかという観点から調べまして、特に最近、この定期異動で人がかわったりしたもので、前住者等までこれを追及していろいろ聞いたわけでございますが、そういう事態は従来ほとんどございまして、そういうことと

○栗原委員 いま営業局長の言っておることと現地で聞いたこととは、いささかずれがあるのです。が、いずれこれは機会をあらためて、ひとつしっかりとやりましよう。

問題は、たしかに現地でも何とかその場をしのぐような方法をやっておるには相違ないのです。が、実際には、肉体的にも物理的にもやれないような組み合わせにだんだんできておるのです。これをこの際、ああいう事件を起こしたその上に上塗りして、電話のほうの運行にも支障があるというようにおこしてはならぬと思うのです。だから、起こった事件は、まことに遺憾であるが事件として処理していく、しかし、そのことによって通信の運行には迷惑をかけないという体制は、全責任を持って確保していかなければならぬと思うのです。

そういう中でいろいろ問題になるのは、いまも言ったとおり、いろいろ新しい人も求めたように書いてありますけれども、何かちょっと、私はしろろとわからぬけれども、古い交換方式で、ちょいと行ったのでは、教わってすぐできぬような交換方式が松井田の交換方式なんだというようになことを聞いておりますが、そういうことを考え

るときに、やはり応急的に事務的に補充する方法は、何といつても近接局から応援を求めるという方法と、総機分である公社のほうから応援を求める方法、この二つが基本的だろうと思うのです。退職しておる人を再び呼び上げてくるということも一つの大きな道ではあるかと思ひますけれども、応援に行っておるところは応援に行っておるところで、出しておるほうにもすぐに支障が出るのです。もったいないのはそれでけつこうだけれども、出しておるほうを出しておるほうで余分を決して置いておられませんから、そこへやはり穴があくというやうなことで問題が起る。こういうことを考えると、これはどうしても徹底的にこの問題の解決を当面してもらわなきゃならぬ、こう思うわけですね。

特に言いたいことは、何か十三人数がそろっておると言いますけれども、私が行って見た目では、ある時点に立つと、いままでおった交換台の人たちはやめていく公算が非常に多いのです。親御さんたちに聞いても、とてもやっておけぬと言っているのです。娘もとても行っちゃおれぬ、こう言っておるのです。だから、こういうことであるから、いつでもずっとおるんだという前提でいくと、これは相当事態が違ひますから、そこまでやはり読みを深めた対策を立ててもらわなきゃならぬ、こう思うわけですね。

たまたまこれは私の地元なんです、いろいろ申し上げたいことはたくさんあるのですけれども、前提がまだ固まっております。はっきり言って事件そのものは警察の手に移り、監察の方面も、そういう事態ですからほんとうの事実問題が把握できておりませんから、私は今日特にこういう事件が起ったことは遺憾である。遺憾だけれども、通信業務は確保するんだということ、このことはできることです。それから、これを徹底的に当面確保してもらふことと、具体的な事実が明らかになったら、そこできつちりと、なぜこういうことが起こるか——私は、やはり特定局のあり方等について

もあるだろうし、それから人間的にも、前の手島大臣のときにもいろいろ論議したわけですから、もちろん特定局長の二代目、三代目にもりっぱな方々も多いことも知っていますけれども、しかし二代目、三代目がきつといいとは限らぬ。この辺なかなか問題の存するところであらうし、これらの問題については、そういうことが明らかになった上で、ひとつと当委員会全員あげて、善処する方向を論議の中から導き出したいと思えます。ひとつその節は副大臣もよろしく御協力をお願いしたいと思います。

本日はこれで終わります。

○内藤委員長 次会は来たる十九日午前十時三十分から理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会

昭和四十年二月十七日印刷

昭和四十年二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局